

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 27 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 45 年岩手県人事委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 [略]</p> <p>第 4 章 新たに職員となった者の職務の級及び給料月額（第 10 条～第 18 条）</p> <p>第 5 章・第 6 章 [略]</p> <p>第 7 章 <u>昇給期間の短縮（第 28 条～第 31 条）</u></p> <p>第 8 章 [略]</p> <p>第 9 章 特別の場合における<u>給料月額</u>の決定（第 42 条～第 44 条）</p> <p>第 10 章 [略]</p> <p>附則 （定義）</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>給料月額</u> <u>給料表に定められている号給又は給料表に定められていない月額</u>の給料であって給与条例第 24 条及び給与等条例第 21 条の 3 の規定による給料の調整額を含まないものをいう。</p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） <u>昇給期間</u> <u>職員の昇給に必要とされる給与条例第 6 条第 6 項本文若しくは第 8 項ただし書又は給与等条例第 7 条第 6 項本文若しくは第 8 項ただし書に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。</u></p> <p>（6） [略]</p> <p>（7） [略]</p> <p>（8） [略]</p> <p>（9） [略]</p> <p>（10） [略]</p> <p>（11） [略]</p> <p>（12） [略]</p> <p>（13） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第 4 章 新たに職員となった者の職務の級及び給料月額 （新たに職員となった者の職務の級）</p> <p>第 10 条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 [略]</p> <p>第 4 章 新たに職員となった者の職務の級及び<u>号給</u>（第 10 条～第 18 条）</p> <p>第 5 章・第 6 章 [略]</p> <p>第 7 章 <u>削除</u></p> <p>第 8 章 [略]</p> <p>第 9 章 特別の場合における<u>号給</u>の決定（第 42 条～第 44 条）</p> <p>第 10 章 [略]</p> <p>附則 （定義）</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） [略]</p> <p>（6） [略]</p> <p>（7） [略]</p> <p>（8） [略]</p> <p>（9） [略]</p> <p>（10） [略]</p> <p>（11） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第 4 章 新たに職員となった者の職務の級及び<u>号給</u> （新たに職員となった者の職務の級）</p> <p>第 10 条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。</p>

(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。
ア 行政職給料表の職務の級 10 級及び 11 級
イ 公安職給料表の職務の級 9 級及び 10 級
ウ～キ [略]

(2) [略]

2 [略]

(新たに職員となった者の給料月額)

第 11 条 新たに職員となった者の給料月額は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第 6 に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第 22 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号から第 3 号まで又は第 23 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、第 13 条から第 18 条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の給料月額を同項の規定による号給より上位の給料月額とすることができる。

(学歴免許等の資格による給料月額の調整)

第 13 条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

2 [略]

(経験年数を有する者の給料月額)

第 14 条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の給料月額は、第 11 条第 1 項の規定による号給（前条第 1 項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を 18 月（第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち 5 年までの年数及び第 3 号又は第 5 号に掲げる者で必要経験

(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。
ア 行政職給料表の職務の級 8 級、9 級及び 10 級
イ 公安職給料表の職務の級 8 級及び 9 級
ウ～キ [略]

(2) [略]

2 [略]

(新たに職員となった者の号給)

第 11 条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第 6 に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第 13 条から第 18 条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第 13 条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に 4 を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

2 [略]

(経験年数を有する者の号給)

第 14 条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第 11 条第 1 項の規定による号給（前条第 1 項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を 12 月（その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数（第 3 号又は第 5 号に掲げる者で必要経験年数が 5 年以上の年数とされている職務の級に決定

年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの当該各号に定める経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、12月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。ただし、その者の属する職務の級の1級上位の職務の級の最低の号給を超える額の号給(その者の初任給の号給について初任給基準表に定めのある場合において、当該超える額の号給中最下位の号給の1号給下位の号給がその者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定の適用がないものとした場合の同欄の号給)の5号給上位の号給に達しないときは、当該5号給上位の号給を超える号給)とすることはできない。

(1)～(5) [略]

2・3 [略]

(下位の区分を適用するほう)が有利な場合の給料月額)

第15条 [略]

(人事交流等により異動した場合の給料月額)

第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の給料月額について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。

(1)～(9) [略]

(特殊の職に採用する場合等の給料月額)

第17条 次に掲げる場合において、給料月額の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の給料月額を決定することができる。

(1)・(2) [略]

(特定の職員についての給料月額)

第18条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第14条から前条までの規定に準じてその者の給料月額を決定することができる。

2 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分(これに対応する試験欄の区分の定めのあるものを除く。)の適用を受ける職員については、第13条から前条までの規定は適用しない。ただし、第16条各号に掲げる者から引き続いて職員となった者その他その採用について特別の事情があると認められる者については、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その給料月額を決定することができる。

されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が第35条第1項に規定する特定職員であるときは、3)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

(1)～(5) [略]

2・3 [略]

(下位の区分を適用する方)が有利な場合の号給)

第15条 [略]

(人事交流等により異動した場合の号給)

第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(1)～(9) [略]

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第17条 次に掲げる場合において、号給の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

(1)・(2) [略]

(特定の職員についての号給)

第18条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第14条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

2 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分(これに対応する試験欄の区分の定めのあるものを除く。)の適用を受ける職員については、第13条から前条までの規定は適用しない。ただし、第16条各号に掲げる者から引き続いて職員となった者その他その採用について特別の事情があると認められる者については、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その号給を決定することができる。

(昇格の場合の給料月額)	(昇格の場合の号給)
<p>第 22 条 職員を別表第 7 に定める特定級表 (以下「特定級表」という。) に定める職務の級以上の職務の級に昇格させた場合におけるその者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額とする。</p>	<p>第 22 条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 7 に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p>
<p>(1) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が昇格した職務の級の最低の号給と同じ額の号給 (同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給) に達しない号給であるとき 昇格した職務の級の最低の号給</p>	
<p>(2) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が別表第 7 の 2 に定める特定号給表 (以下「特定号給表」という。) に定める号給に達しない号給であるとき (前号に掲げる場合を除く。) 昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給 (同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。) の 1 号給上位の号給</p>	
<p>(3) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が特定号給表に定める号給以上の号給 (職務の級の最高の号給を除く。) であるとき 対応号給の 2 号給上位の号給</p>	
<p>(4) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の 2 号給下位の号給を超えない額のものであるとき 対応号給の 2 号給上位の号給</p>	
<p>(5) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の 2 号給下位の号給を超える額のものであるとき 人事委員会の定めるところにより得られる給料月額</p>	
<p>2 職員を特定級表に定める職務の級より下位の職務の級に昇格させた場合におけるその者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額とする。</p>	
<p>(1) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が昇格した職務の級の最低の号給と同じ額の号給 (同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給) に達しない号給であるとき 昇格した職務の級の最低の号給</p>	
<p>(2) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、特定号給表に定める号給に達しない号給であるとき (前号に掲げる場合を除く。) 対応号給</p>	
<p>(3) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が特定号給表に定める号給以上の号給 (職務の級の最高の号給を除く。) であるとき 対応号給の 1 号給上位の号給</p>	
<p>(4) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の 1 号給下位の号給を超えない額のものであるとき 対応号給の 1 号給上位の号給</p>	
<p>(5) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の 1 号給下位の号給を超える額のものであるとき 人事委員会の定めるところにより得られる給料月額</p>	

<p>3 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前2項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p>	<p>2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p>
<p>4 職員を昇格させた場合における給料月額決定について職務の特殊性等により人事委員会が特に必要があると認めて別段の定めをした場合には、前3項の規定にかかわらず、その定めるところによる。</p>	
<p>5 第20条の規定により職員を昇格させた場合において、前各項の規定によるその者の給料月額が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前各項の規定にかかわらず、その者の給料月額を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。</p>	<p>3 第20条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。</p>
<p>6 降格した職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第1項又は第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額(同じ額の給料月額がないときは、当該受けていた給料月額の直近下位の額の給料月額。次号において同じ。)に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員(第3号に掲げる職員を除く。) 第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。)の1号給上位の号給」とあり、並びに同項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあるのは「対応号給」(当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給より下位の号給に決定された職員が特定号給表に定める号給以上の給料月額から昇格する場合にあっては、「対応号給の1号給上位の号給)とするほか、当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第2項第3号及び第4号中「対応号給の1号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とする。</p> <p>(2) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額の直近下位の給料月額に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員(前号又は次号に掲げる職員を除く。)当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第1項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあるのは、「対応号給の1号給上位の号給」とする。</p> <p>(3) 2級以上下位の職務の級へ降格した職員 第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。)の1号給上位の号給」</p>	<p>4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。</p>

とあり、同項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあり、並びに第2項第3号及び第4号中「対応号給の1号給上位の号給」とあるのは、「人事委員会の定めるところにより得られる号給」とする。

7 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級3級又は4級に職員を昇格させた場合における当該昇格後の給料月額に関しては、教育職給料表(1)の備考2又は教育職給料表(2)の備考2の規定の適用がないものとして第1項各号の規定を適用するものとする。ただし、次条第4項ただし書の規定により降格後の給料月額を決定された職員に対する降格後の最初の昇格に係る給料月額の決定については、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める給料月額とする。

(降格の場合の給料月額)

第23条 職員を降格させた場合におけるその者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給が降格した職務の級にあるとき 降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給

(2) 降格した日の前日に受けていた給料月額が降格した職務の級の最高の号給に達せず、かつ、当該給料月額と同じ額の号給が降格した職務の級にないとき 降格した日の前日に受けていた給料月額の直近下位の額の号給

(3) 降格した日の前日に受けていた給料月額が降格した職務の級の最高の号給を超える額のものであるとき 降格した職務の級の最高の号給

2 [略]

3 前2項の規定による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すと認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の給料月額を決定することができる。

4 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級3級又は4級から職員を降格させた場合における当該降格後の給料月額に関しては、教育職給料表(1)の備考2又は教育職給料表(2)の備考2の規定の適用がないものとして第1項各号の規定を適用するものとする。ただし、降格後の給料月額が特定号給表に定める号給以上の給料月額となる者については、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める給料月額とする。

(初任給基準を異にする異動をした職員の給料月額)

第25条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額とする。

(1) 昭和37年10月1日(以下「基準日」という。)以後に新たに職員となった者(次号に掲げる者を除く。) 新たに職員となった時(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得した時)から異動後の職務と同種の職務

(降格の場合の号給)

第23条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 [略]

3 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級3級又は4級から職員を降格させた場合における当該降格後の号給に関しては、教育職給料表(1)の備考2又は教育職給料表(2)の備考2の規定の適用がないものとして第1項の規定を適用するものとする。

4 前3項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第25条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の

<p>に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる給料月額</p>	<p>他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給</p>
<p>(2) <u>基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以後に新たに職員となりその給料月額の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者</u> あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に<u>準じ</u>、昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる給料月額</p>	<p>(2) <u>その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者</u> あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に<u>準じて</u>昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給</p>
<p>2 前項の規定によるその者の<u>給料月額</u>が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の<u>給料月額</u>とすることができる。</p>	<p>2 前項の規定によるその者の<u>号給</u>が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の<u>号給</u>とすることができる。</p>
<p>3 第22条及び第23条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の<u>給料月額</u>については適用しない。 (給料表の適用を異にする異動をした職員の<u>給料月額</u>)</p>	<p>3 第22条及び第23条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の<u>号給</u>については適用しない。 (給料表の適用を異にする異動をした職員の<u>号給</u>)</p>
<p>第27条 第25条第1項及び第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の<u>給料月額</u>について準用する。</p>	<p>第27条 第25条第1項及び第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の<u>号給</u>について準用する。</p>
<p>第7章 <u>昇給期間の短縮</u> (新たに職員となった者の昇給期間の短縮)</p>	<p>第7章 <u>削除</u></p>
<p>第28条 新たに職員となった者のうち次の各号に掲げる者については、その者の職員となった後の最初の昇給に係る昇給期間を当該各号に定める期間短縮することができる。</p>	<p>第28条から第31条まで <u>削除</u></p>
<p>(1) <u>給料月額の決定について初任給基準表の試験欄の「Ⅱ種」の区分又は同表の学歴免許等欄の「短大卒」の区分(人事委員会が定めるこれに相当する区分を含む。)の適用を受けた者(第14条第1項第3号及び第5号に掲げる者を除く。)</u> 6月</p> <p>(2) <u>学歴免許等の資格が特殊であること等により他の職員との均衡上特に必要があると認められる者で人事委員会が定めるもの</u> 人事委員会の定める期間</p>	
<p>2 新たに職員となった者のうち、第16条から第18条までの規定によりその給料月額を決定された者で部内の他の職員との均衡上必要があると認められるものについては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の職員となった後の最初の昇給に係る昇給期間を人事委員会の承認を得た期間短縮することができる。 (昇格又は降格した職員の昇給期間の短縮)</p>	
<p>第29条 昇格し、又は降格した職員(第24条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員を除く。)のうち次の各号に掲げる職員については、当該昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間を当該各号に定める期間短縮することができる。</p>	
<p>(1) 第22条第1項第1号の規定により昇格後の給料月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同号の規定により昇格した職務の級の最低の号給に決定されることとなる号給中最上位の号給であるもの 昇格した日</p>	

の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）

(2) 第22条第1項第2号若しくは第2項第2号又は第23条第1項第1号若しくは第2号の規定により昇格又は降格後の給料月額を決定された職員 昇格し、又は降格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）

(3) 第22条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額を決定された職員（その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が2以上ある場合のいずれかの号給である職員を除く。） 昇格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）

(4) 第22条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における給料月額が当該各号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が2又は3ある場合の最上位の号給であるもの 昇格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）。ただし、次号に掲げる場合を除く。

(5) 第22条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における給料月額が当該各号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が2又は3ある場合の最上位の号給であるもの 昇格した日の前日における号給を受けていた期間が3月未満の場合に限り、3月

(6) 第22条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が2ある場合（当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が3以上ある場合を除く。）の下位の号給であるもの 昇格した日の前日における号給を受けていた期間が6月を超える場合に限り、3月

(7) 第22条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が3ある場合（当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が4以上ある場合を除く。）の中位の号給であるもの 3月（昇格した日の前日に

おける号給を受けていた期間が3月未満であるときは、その期間に相当する期間)

(8) 第22条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が4以上ある場合の最下位の号給以外の号給であるもの 人事委員会の定める期間

(9) 第22条第1項第4号若しくは第5号若しくは第2項第4号若しくは第5号又は第23条第1項第3号若しくは同条第3項の規定により昇格又は降格後の給料月額を決定された職員 人事委員会の定める期間

2 前条、前項、次条、第31条、第43条又は第44条の規定により昇給期間を短縮されている職員がその予定の昇給の時期以前に昇格し、又は降格した場合における前項の規定の適用については、これらの規定により短縮されている期間と当該昇格又は降格の日の前日における給料月額を受けていた期間を合算した期間をもって、当該昇格又は降格の日の前日における給料月額を受けていた期間とする。

(初任給基準又は給料表の適用を異にして異動した職員の昇給期間の短縮)

第30条 第24条第1項又は第26条第1項に規定する異動をした職員については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該異動後の最初の昇給に係る昇給期間を当該各号に定める期間短縮することができる。

(1) 第24条第1項に規定する異動をした職員で異動後の給料月額を第25条第1項第1号又は第2号の規定により決定されたもの 第25条第1項第1号又は第2号の規定の適用上異動後の給料月額を受けることとなったとみなすことができる日から異動の日の前日までの期間に相当する期間

(2) 第26条第1項に規定する異動をした職員 第25条第1項第1号又は第2号の規定を準用する場合に異動後の給料月額を受けることとなったとみなすことができる日から異動の日の前日までの期間に相当する期間

(その他の昇給期間の短縮)

第31条 第42条の規定により給料月額を決定された職員又はこれに準ずる職員で部内の他の職員との均衡上必要があると認められるものについては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該給料月額の決定後の最初の昇給に係る昇給期間を人事委員会の承認を得た期間短縮することができる。

(昇給についての勤務成績の証明)

(昇給日)

第32条 給与条例第6条第6項若しくは給与等条例第7条第6項又は次条の規定による昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。

第32条 給与条例第6条第5項及び給与等条例第7条第5項の人事委員会規則で定める日は、第38条又は第39条に定めるものを除き、平成19年以降の毎年4月1日(以下「昇給日」という。)とする。

2 前項の場合において、現に受ける給料月額又はこれに相当する給料月額を受けるに至った時から人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）の6分の1に相当する期間の日数を勤務していない職員その他人事委員会の定める事由に該当する職員については、その勤務成績についての証明が得られないものとして取り扱うものとする。

（最高号給を超える昇給）

第33条 職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員がその現に受ける給料月額を受けるに至った時から給与条例第6条第8項ただし書又は給与等条例第7条第8項ただし書に規定する期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級の最高の号給とその直近下位の号給との差額をその者の現に受ける給料月額に加えた額に昇給させることができる。

（昇給の時期）

第34条 給与条例第6条第6項若しくは給与等条例第7条第6項又は前条の規定による昇給の時期は、1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日とする。

（昇給停止年齢の特例の適用を受ける職員及びその年齢）

第34条の2 給与条例第6条第9項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、60歳とする。

（特別昇給定数内の特別昇給）

第35条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、給与条例第6条第6項若しくは第9項本文、給与等条例第7条第6項若しくは第9項本文又は第33条の規定にかかわらず、特別昇給定数の範囲内で、直近上位の給料月額（給与条例第6条第8項又は給与等条例第7条第8項の規定の適用を受ける職員にあっては、第33条の規定による直近上位の給料月額をいう。第37条及び第39条において同じ。）に昇給させることができる。

(1) 勤務成績が特に優秀であることにより表彰を受けた場合（第37条第2号に該当し、同条後段の規定により人事委員会の承認を得た場合を除く。）

（勤務成績の証明）

第33条 給与条例第6条第5項又は給与等条例第7条第5項の規定による昇給（第38条又は第39条に定めるところにより行うものを除く。第35条及び第36条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（行政職給料表の6級以上の職員に相当する職員）

第34条 給与条例第6条第6項又は給与等条例第7条第6項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
- (2) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (3) 教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (4) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの
- (5) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの
- (6) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
- (7) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの

（特定職員の昇給区分及び昇給の号給数）

第35条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員（以下この条及び次条において「特定職員」という。）を給与条例第6条第5項又は給与等条例第7条第5項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第7の2に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

<p>(2) 勤務成績の評定により上位の段階に決定され、かつ、執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性が優秀である場合</p>	
<p>(3) 勤務成績の評定を実施していない職員の勤務成績がこれを判定するに足ると認められる事実に基づいて前号の場合に相当する勤務成績であると証明された場合</p>	
<p>(4) 第2号に該当する職員若しくはこれに準ずる職員又は前号に該当する職員が昇格した場合</p>	
<p>2 前項に規定する特別昇給定数は、1年について、各任命権者ごとの定数に100分の15を乗じて得た数を基準として各任命権者ごとに人事委員会が定める。</p>	<p>2 特定職員の昇給区分は、第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。</p>
	<p>(1) 勤務成績が極めて良好である特定職員 A (2) 勤務成績が特に良好である特定職員 B (3) 勤務成績が良好である特定職員 C (4) 勤務成績がやや良好でない特定職員 D (5) 勤務成績が良好でない特定職員 E</p>
	<p>3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。</p> <p>(1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D (2) 人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E</p>
	<p>4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。</p>
	<p>5 各任命権者において、前3項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員の数の割合は、人事委員会の定める割合に概ね合致していなければならない。</p>

	<p>6 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第42条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数に乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める特定職員にあっては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。</p> <p>7 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。</p> <p>8 一の昇給日において第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の特定職員の人数、第5項の人事委員会の定める割合等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。 （特定職員以外の職員の昇給の号給数）</p>
<p>（特別昇給の適用除外）</p>	
<p>第36条 前条第1項の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。</p> <p>(1) 条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員</p> <p>(2) 休職中の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）の有効期間中の職員</p> <p>(3) 外国派遣職員</p> <p>(3の2) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員</p> <p>(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定に基づき育児休業をしている職員</p> <p>(4の2) 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）をしている職員</p> <p>(5) 懲戒処分を受け、当該処分の日から1年を経過しない職員</p>	<p>第36条 特定職員以外の職員を給与条例第6条第5項又は給与等条例第7条第5項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。</p>

(6) 第 38 条に定める昇給の時期以前 1 年間において、勤務しなかつた期間(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 6 年岩手県条例第 57 号。以下「勤務時間等条例」という。))
第 3 条第 1 項又は給与等条例第 26 条の 2 第 1 項に規定する週休日、給与条例第 31 条第 1 項又は給与等条例第 27 条第 1 項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに勤務時間等条例第 12 条又は給与等条例第 26 条の 9 第 1 項に規定する年次休暇及び特別休暇、職員の休職の事由に関する条例(昭和 27 年岩手県条例第 23 号)第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づく休職、外国派遣条例第 2 条第 1 項又は公益法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定に基づく派遣並びに職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年岩手県条例第 5 号)第 2 条に規定する職務に専念する義務の免除によって勤務しなかつた期間を除く。)が 30 日を超える職員

(7) 前条第 1 項の規定による昇給後 1 年を経過しない職員

(8) 前条第 1 項の規定による昇給直後の給料月額又はこれに相当する給料月額を受けている職員(55 歳(第 34 条の 2 に規定する職員にあっては、同条に規定する年齢)を超える職員で人事委員会が定めるものを除く。)

(研修、表彰等による特別昇給)

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

第 37 条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、給与条例第 6 条第 6 項若しくは第 9 項本文、給与等条例第 7 条第 6 項若しくは第 9 項本文又は第 33 条の規定にかかわらず、直近上位の給料月額に昇給させることができる。この場合において、第 1 号又は第 2 号の規定により昇給させるには、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

第 37 条 給与条例第 6 条第 7 項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、60 歳とする。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設においてきわめて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合

(3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合

(4) 在職中死亡した場合

(特別昇給の時期)

(研修、表彰等による昇給)

第 38 条 第 35 条又は前条の規定による昇給の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

第 38 条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与条例第 6 条第 5 項又は給与等条例第 7 条第 5 項の規定による昇給をさせることができる。この場合において、第 1 号又は第 2 号の規定により昇給させるには、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

(1) 第 35 条第 1 項第 1 号の規定による昇給 表彰を受けた日又はその日の翌日以後の直近の第 34 条に定める昇給の時期

(2) 第 35 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による昇給 第 34 条に定める昇給の時期

(3) 第 35 条第 1 項第 4 号の規定による昇給 昇格の日又はその日から 1 年以内の第 34 条に定める昇給の時期

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

<p>(4) 前条第1号又は第2号の規定による昇給 成績が認定された日若しくは表彰若しくは顕彰を受けた日又はこれらの日から同日以後の直近の第34条に定める昇給の時期までの日</p> <p>(5) 前条第3号の規定による昇給 退職の日</p> <p>(6) 前条第4号の規定による昇給 死亡の日</p>	<p>(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日</p> <p>(3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日</p> <p>(4) 在職中死亡した場合 死亡の日</p>
<p>(特別昇給後の次期昇給)</p>	<p>(特別の場合の昇給)</p>
<p>第39条 第35条又は第37条第1号若しくは第2号の規定による昇給（以下この条において「特別昇給」という。）をした職員については、当該特別昇給後の最初の昇給に係る昇給期間を当該特別昇給の直前の給料月額を受けていた期間を超えない期間の範囲内で短縮して、第34条に定める昇給の時期に直近上位の給料月額に昇給させることができる。</p>	<p>第39条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、給与条例第6条第5項又は給与等条例第7条第5項の規定による昇給をさせることができる。</p>
<p>2 特別昇給をした職員が前項の規定による昇給前に再び特別昇給をしたときは、後に行われた特別昇給後の最初の昇給に係る昇給期間をそれぞれの特別昇給直前の給料月額を受けていた期間の合計の期間を超えない範囲内で人事委員会が定める期間短縮して、第34条に定める昇給の時期に直近上位の給料月額に昇給させることができる。</p> <p>(特別の場合の特別昇給)</p>	<p>2 勤務成績が良好である職員で第35条、第36条、第38条又は前項の規定により難い場合等特殊な事情がある場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、給与条例第6条第5項又は給与等条例第7条第5項の規定による昇給をさせることができる。</p> <p>(昇給後の報告)</p>
<p>第40条 勤務成績の特に良好な職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、給与条例第6条第6項若しくは第9項本文、給与等条例第7条第6項若しくは第9項本文又は第33条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、上位の号給に昇給させることができる。</p> <p>2 勤務成績が特に良好である職員で第35条、第37条又は前項の規定により難い場合等特殊な事情がある場合には、給与条例第6条第6項若しくは第9項本文、給与等条例第7条第6項若しくは第9項本文又は第33条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、直近上位の給料月額に昇給させることができる。</p>	<p>第40条 人事委員会は、必要があると認めるときは、第38条第3号又は第4号の規定によって昇給させた職員について、各任命権者に対し、報告を求めることができる。</p>
<p>3 前2項の規定は、給与条例第6条第8項又は給与等条例第7条第8項の規定の適用を受ける職員について準用する。</p> <p>(特別昇給後の報告)</p>	<p>(最高号給を受ける職員についての適用除外)</p>
<p>第41条 人事委員会は、必要があると認めるときは、第35条又は第37条第3号若しくは第4号の規定によって昇給させた職員について、各任命権者に対し、報告を求めることができる。</p>	<p>第41条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。</p>

第9章 特別の場合における給料月額の設定

(上位資格の取得等の場合の給料月額の設定)

第42条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第22条第5項又は第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける場合を除く。)又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の給料月額を人事委員会の定めるところにより上位の給料月額に決定することができる。

(復職時等における給料月額の調整等)

第43条 休職にされ、若しくは専従許可を受けた職員が復職し、外国派遣職員若しくは大学院修学休業をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間(以下「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)又は復職等の日から1年以内の第34条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

3 外国派遣職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における給料月額の調整等について、前2項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

(外国派遣職員の退職時の給料月額の調整)

第43条の2 外国派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、前条の規定に準じてその者の給料月額を調整することができる。

(給料の訂正)

第44条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、その訂正(昇給期間の短縮を含む。)を将来に向かって行うことができる。

第9章 特別の場合における号給の設定

(上位資格の取得等の場合の号給の設定)

第42条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第22条第3項又は第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける場合を除く。)又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を人事委員会の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第43条 休職にされ、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、外国派遣職員若しくは大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 外国派遣職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を調整することができる。

(外国派遣職員の退職時の号給の調整)

第43条の2 外国派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第44条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

<p>(人事委員会の承認を得て定める基準等についての暫定措置)</p> <p>第45条 第17条若しくは第25条第1項第2号(第27条において準用する場合を含む。)に規定する人事委員会の承認を得て定めることとされている基準又は級別資格基準表において別に定めることとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による給料月額又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に人事委員会の承認を得て行うものとする。</p>	<p>(人事委員会の承認を得て定める基準等についての暫定措置)</p> <p>第45条 第17条若しくは第25条第1項第2号(第27条において準用する場合を含む。)に規定する人事委員会の承認を得て定めることとされている基準又は級別資格基準表において別に定めることとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による号給又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に人事委員会の承認を得て行うものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 級別標準職務表(第3条関係)

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の主査又は主任の職務 (2) 出先機関の主査又は主任の職務
4 級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の主任主査又は特に困難な業務を処理する主査の職務 (2) 出先機関の課長又は特に困難な業務を処理する主査の職務 (3) 規模の小さい出先機関の長の職務
5 級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の担当課長又は困難な業務を処理する主任主査の職務 (2) 出先機関の困難な業務を処理する課長の職務 (3) 困難な業務を所掌する規模の小さい出先機関の長の職務
6 級	(1) 本庁の総括課長若しくは重要な業務を所掌する担当課長又は委員会等の事務局の課の長の職務 (2) 規模の大きい出先機関の部長の職務 (3) 出先機関の長の職務
7 級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の重要な業務を所掌する課の長の職務 (2) 規模の大きい出先機関の重要な業務を所掌する部の長の職務 (3) 重要な業務を所掌する出先機関の長の職務
8 級	(1) 本庁の室長又は担当技監の職務 (2) 委員会等の事務局長の職務 (3) 特に重要な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長の職務 (4) 規模の大きい出先機関の長の職務
9 級	(1) 本庁の部長の職務 (2) 高度の知識経験に基づき困難な業務を所掌する委員会等の事務局長の職務 (3) 特に重要な業務を所掌する規模の大きい出先機関の長の職務
10 級	本庁の企画理事の職務

イ 公安職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	巡査の行う職務
2 級	巡査長の職務
3 級	(1) 巡査部長の行う職務 (2) 困難な業務に従事する巡査長の職務
4 級	(1) 警部又は警部補の行う職務 (2) 困難な業務に従事する巡査部長の職務 (3) 特に困難な業務に従事する巡査長の職務
5 級	困難な業務に従事する警部又は警部補の職務

6 級	(1) 警視の行う職務 (2) 特に困難な業務に従事する警部の職務
7 級	(1) 警察本部の課長の職務 (2) 警察署の署長又は副署長の職務
8 級	規模の大きい警察署の署長の職務
9 級	(1) 警察本部の部長の職務 (2) 特に規模の大きい警察署の署長の職務

ウ 教育職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	(1) 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 (2) 盲学校、聾学校又は養護学校（以下「特殊学校」という。）の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務 (3) 総合教育センターの研修助手の職務
2 級	(1) 高等学校の教諭、養護教諭又は高度の知識経験を必要とする実習助手の職務 (2) 特殊学校の教諭、養護教諭又は高度の知識経験を必要とする実習助手若しくは寄宿舎指導員の職務 (3) 総合教育センターの室長又は研修主事の職務 (4) 高等学校又は特殊学校の指導に従事する指導主事の職務 (5) 社会教育主事又は社会教育主事補の職務
3 級	(1) 高等学校又は特殊学校の教頭の職務 (2) 総合教育センターの部長の職務 (3) 高等学校又は特殊学校の指導に従事する主任指導主事の職務 (4) 主任社会教育主事の職務
4 級	(1) 高等学校又は特殊学校の校長の職務 (2) 総合教育センターの所長の職務 (3) 高等学校又は特殊学校の指導に従事する首席指導主事の職務 (4) 首席社会教育主事の職務

エ 教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	中学校、小学校又は幼稚園の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	(1) 幼稚園の教頭の職務 (2) 中学校、小学校又は幼稚園の教諭又は養護教諭の職務 (3) 中学校又は小学校の指導に従事する指導主事の職務 (4) 社会教育主事又は社会教育主事補の職務
3 級	(1) 幼稚園の園長の職務 (2) 中学校又は小学校の教頭の職務 (3) 中学校又は小学校の指導に従事する主任指導主事の職務 (4) 主任社会教育主事の職務
4 級	(1) 中学校又は小学校の校長の職務 (2) 中学校又は小学校の指導に従事する首席指導主事の職務 (3) 首席社会教育主事の職務

オ 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	上級職員の指揮の下に研究を行う職務
2 級	主任専門研究員の職務
3 級	(1) 試験研究機関の部長又は室長の職務 (2) 上席専門研究員の職務 (3) 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う主任専門研究員の職務

4 級	(1) 試験研究機関の長、規模の大きい試験研究機関の副所長又は特に規模の大きい試験研究機関の部長の職務 (2) 首席専門研究員の職務
5 級	規模の大きい試験研究機関若しくは困難な研究を行う試験研究機関の長又は特に規模の大きい試験研究機関の副所長の職務

カ 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	医療業務を行う職務
2 級	(1) 広域振興局、地方振興局又は保健所の課長の職務 (2) 都南の園の副園長の職務 (3) 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3 級	(1) 都南の園の園長の職務 (2) 保健福祉環境技監の職務 (3) 高度の知識経験を必要とする広域振興局、地方振興局又は保健所の課長の職務
4 級	(1) 高度の知識経験を必要とする都南の園の園長の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする保健福祉環境技監の職務

キ 医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	(1) 栄養士の職務 (2) 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士の職務 (3) 歯科衛生士、歯科技工士又は理療士（以下「歯科衛生士等」という。）の職務
2 級	(1) 薬剤師又は獣医師の職務 (2) 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は歯科衛生士等の職務
3 級	(1) 広域振興局、地方振興局、保健所又は家畜保健衛生所の主査の職務 (2) 主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士又は主任理療士の職務 (3) 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 (4) 特に困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は歯科衛生士等の職務
4 級	(1) 広域振興局、地方振興局、保健所又は家畜保健衛生所の相当困難な業務を処理する主査の職務 (2) 困難な業務を行う主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任作業療法士の職務
5 級	(1) 家畜保健衛生所の次長の職務 (2) 広域振興局、地方振興局、保健所又は家畜保健衛生所の課長又は特に困難な業務を処理する主任主査若しくは主査の職務 (3) 上席薬剤師、上席獣医師、上席栄養士、上席診療放射線技師、上席臨床検査技師、上席理学療法士又は上席作業療法士の職務
6 級	(1) 家畜保健衛生所の長又は規模の大きい家畜保健衛生所の次長の職務 (2) 広域振興局若しくは地方振興局の室長若しくは保健所の次長又は広域振興局、地方振興局若しくは保健所の相当高度の知識経験を必要とする課長の職務
7 級	(1) 規模の大きい家畜保健衛生所の長、相当高度の知識経験を必要とする家畜保健衛生所の長又は規模の大きい家畜保健衛生所の相当高度の知識経験を必要とする次長の職務 (2) 広域振興局若しくは地方振興局の室長又は保健所の相当高度の知識経験を必要とする次長の職務

ク 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務

2 級	(1) 保健師の職務 (2) 看護師の職務 (3) 看護師養成所の専任教員の職務 (4) 相当高度の知識経験を必要とする准看護師の職務
3 級	(1) 広域振興局、地方振興局又は保健所の主査の職務 (2) 看護師長の職務 (3) 看護師養成所の科主任又は相当高度の知識経験を必要とする専任教員の職務 (4) 相当高度の知識経験を必要とする保健師又は看護師の職務 (5) 主任保健師又は主任看護師（以下「主任保健師等」という。）の職務
4 級	(1) 広域振興局、地方振興局又は保健所の相当困難な業務を処理する主査の職務 (2) 相当高度の知識経験を必要とする看護師長の職務 (3) 相当高度の知識経験を必要とする看護師養成所の科主任の職務 (4) 相当高度の知識経験を必要とする主任保健師等の職務
5 級	(1) 広域振興局、地方振興局若しくは保健所の課長又は特に困難な業務を処理する主査の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする看護師長の職務 (3) 高度の知識経験を必要とする看護師養成所の科主任の職務 (4) 上席保健師又は上席看護師の職務
6 級	(1) 広域振興局若しくは地方振興局の室長又は保健所の次長の職務 (2) 看護部長の職務

別表第2 級別資格基準表（第4条関係）

ア 行政職給料表級別資格基準表

試験	学歴 免許等	職務の級							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
正 規 の 試 験	I 種	大学卒	0	3	4	4	2	2	2
	II 種	短大卒	0	5.5	4	4	2	2	2
	III 種	高校卒	0	8	4	4	2	2	2
その他	中学卒	3	9	4	4	2	2	2	
			12	16	20	22	24	26	

備考1 電波法（昭和25年法律第131号）に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作又はその監督の業務に従事する職員（以下「無線従事者」という。）に対するこの表の適用については、その資格に応じて、次の表に定める学歴免許等欄の区分と同じこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する「正規の試験」の区分によることができる。この場合においてその無線従事者の資格が次の表の調整年数欄に加える年数又は減じる年数が定められているものであるときは、この表に定める必要経験年数（職務の級1級の欄に定める必要経験年数を除く。）は、当該必要経験年数にその加える年数又は減ずる年数をそれぞれ加減した年数とする。

無線従事者の資格	学歴免許等	調整年数
第1級総合無線通信士 第1級海上無線通信士 第1級陸上無線技術士	大 学 卒	
第2級総合無線通信士 第2級海上無線通信士 第2級陸上無線技術士 第1級陸上特殊無線技士	高 校 卒	-1年
航空無線通信士	高 校 卒	-0.5年

第3級総合無線通信士 第3級海上無線通信士 国内電信級陸上特殊無線技士	高 校 卒	
第4級海上無線通信士 第1級海上特殊無線技士	高 校 卒	+ 1 年
その他の資格	高 校 卒	+ 3 年

注(1) 調整年数欄の「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。

(2) 「その他の資格」は、電波法施行令(平成13年政令第245号)に定める海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第1級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第1級海上特殊無線技士以外のものを示す。

2 備考1の規定の適用を受ける無線従事者にこの表を適用する場合における当該職員の経験年数は、それぞれその資格(その資格が電波法の一部を改正する法律(平成元年法律第67号)附則第2条第1項の規定により免許を受けたものとみなされた資格である場合にあっては、当該資格に対応する同項に規定する旧資格)を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

イ 公安職給料表級別資格基準表

試 験	学 歴 免許等	職務の級							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
正 規 の 試 験	I種	大学卒			0	5	6	2	2
	II種	短大卒			2.5	5	6	2	2
	III種	高校卒		2	3	5	6	2	2
その他	中学卒		2	3	5	6	2	2	
			4	6	9	14	20	22	24

ウ 教育職給料表(1)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
校 長	大 学 卒			別に定める。
	短 大 卒		0	別に定める。
教 頭	大 学 卒			別に定める。
	短 大 卒		0	別に定める。
教諭及び養護教諭	大 学 卒			
	短 大 卒		0	
助教諭、養護助教諭、 講師、実習助手及び寄 宿舍指導員	大 学 卒			
	短 大 卒		0	
	高 校 卒		0	

備考1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の(1)又は(2)の区分に属する者にあつてはその年数に1年を、同表の1の(4)の区分に属する者にあつてはその年数に6月を加えた年数）とする。

基礎学歴	調整年数		
	大学卒	短大卒	高校卒
高校3卒	4年	2年	
高校2卒	5年	3年	1年

注 基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

2 教諭のうち教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第8項の規定により高等学校教諭の一種免許状を授与された者（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法附則第10項の規定により高等学校教諭2級普通免許状を授与された者を含む。）に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとする。この場合において、この表の職務の級2級欄に定める必要経験年数については、「別に定める」とされているものを除き、1年とする。

エ 教育職給料表(2)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
校 長 園 長	大 学 卒		0	別に定める。
	短 大 卒		0	別に定める。
教 頭	大 学 卒		0	別に定める。
	短 大 卒		0	別に定める。
教 諭 養 護 教 諭	大 学 卒		0	
	短 大 卒		0	
講 師 助 教 諭 養 護 助 教 諭	大 学 卒	0	別に定める。	
	短 大 卒	0	別に定める。	
	高 校 卒	0	別に定める。	

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職給料表(1)級別資格基準表の備考1の規定を準用する。

オ 研究職給料表級別資格基準表

試 験	学歴免許等	職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	
正 規 の 試 験	I 種	大 学 卒		1	6	2
			0	1	7	9
	II 種	短 大 卒		2.5	6	2
			0	2.5	9	11
	III 種	高 校 卒		5	6	2
			0	5	11	13

その他	中学卒		6	6	2
		3	9	15	17

カ 医療職給料表(1)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
医 師 歯科医師	大学6卒		4	6
		0	4	10

備考1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

2 この表に定める基準により難い特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準によることができる。

キ 医療職給料表(2)級別資格基準表

職 種	試 験	学歴免許等	職務の級					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
薬 剤 師		大 学 卒			5	3	4	2
		短 大 卒		0	5	8	12	14
			0	2.5	8	11	15	17
獣 医 師		大 学 6 卒			2	3	4	2
		大 学 4 卒		0	2	5	9	11
				0	5	8	12	14
栄 養 士	正 規 の 試 験	I 種 大 学 卒			5	3	4	2
		II 種 短 大 卒		0	5	8	12	14
			0	2.5	8	11	15	17
診 療 放 射 線 技 師		大 学 卒			5	3	4	2
		短 大 3 卒		0	5	8	12	14
			0	1	6	9	13	15
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師		短 大 卒		0	2.5	8	11	
臨 床 検 査 技 師		大 学 卒			5	3	4	2
		短 大 3 卒		0	5	8	12	14
			0	1	6	9	13	15
衛 生 検 査 技 師		大 学 卒			5	3		
		短 大 卒		0	5	8		
			0	2.5	8	11		
臨 床 工 学 技 士		大 学 卒			5	3	4	2
		短 大 3 卒		0	5	8	12	14
			0	1	6	9	13	15

理学療法士 作業療法士	大 学 卒			5	3	4	2
			0	5	8	12	14
	短大3卒		1	5	3	4	2
		0	1	6	9	13	15
視能訓練士	大 学 卒			5	3	4	2
			0	5	8	12	14
	短大3卒		1	5	3	4	2
		0	1	6	9	13	15
言語聴覚士	大 学 卒			5	3	4	2
			0	5	8	12	14
	短大3年		1	5	3	4	2
		0	1	6	9	13	15
歯科衛生士	短 大 卒		2.5	5	3	4	2
		0	2.5	8	11	15	17
	高校専攻科 卒		4	5	3	4	2
		0	4	9	12	16	18
歯科技工士	短 大 卒		2.5	5	3	4	2
		0	2.5	8	11	15	17
	高 校 卒		5	5	3	4	2
		0	5	10	13	17	19
あん摩マッサ ージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短大3卒		1	5	3	4	2
		0	1	6	9	13	15
	短大2卒		2.5	5	3	4	2
		0	2.5	8	11	15	17
	高 校 卒		5	5	3	4	2
		0	5	10	13	17	19
そ の 他	短 大 卒		2.5	5			
		0	2.5	8			
	高 校 卒		5	5			
		0	5	10			
	中 学 卒		5	5			
		4	9	14			

備考 薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ク 医療職給料表(3)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
保 健 師 看 護 師	大 学 卒			5	2	4	2
			0	5	7	11	13
	短 大 卒			7	2	4	2
			0	7	9	13	15
准看護師	准看護師養成所卒		7				
		0	7				

備考1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に

規定する学校又は養成所（保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 153 号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法（以下「改正前の保健婦助産婦看護婦法」という。）第 22 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。

- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（保健師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第 3 学歴免許等資格区分表（第 5 条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院博士課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	(4) 大学 6 卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第 53 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限 6 年のものに限る。）の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(5) 大学専攻科卒	ア 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(6) 大学 4 卒	ア 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 イ 国立看護大学校看護学部の卒業 ウ 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業 エ 海上保安大学校本科の卒業 オ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	(1) 短大 3 卒	ア 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業 イ 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 エ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(2) 短大 2 卒	ア 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 エ 航空保安大学校本科の卒業 オ 海上保安学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業 カ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 短大 1 卒	ア 海上保安学校本科の修業年限 1 年の課程の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(2) 高校 3 卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

	(3) 高校2卒	ア 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中 学 卒	ア 学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ改正前の保健師助産師看護師法による准看護師学校及び准看護師養成所を含む。

別表第5から別表第7の2までを次のように改める。

別表第5 修学年数調整表（第7条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。

3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について人事委員会が別段の定めをした職員については、人事委員会が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア 行政職給料表初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
一 般	I 種		1級25号給
	II 種		1級15号給

	験	Ⅲ 種		1 級 5 号給
		そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号給
無線従事者			第 1 級総合無線通信士 第 1 級海上無線通信士 第 1 級陸上無線技術士	1 級 25 号給
			第 2 級総合無線通信士 第 2 級海上無線通信士 第 2 級陸上無線技術士 第 1 級陸上特殊無線技士	1 級 9 号給
			航空無線通信士	1 級 5 号給
			第 3 級総合無線通信士 第 3 級海上無線通信士 国内電信級陸上特殊無線技士 第 4 級海上無線通信士 第 1 級海上特殊無線技士 その他の資格	1 級 1 号給

備考 1 職種欄の「無線従事者」及び学歴免許等欄の「その他の資格」については、別表第 2 の行政職給料表級別資格基準表の備考 1 に定めるところによる。

2 無線従事者に第 14 条第 1 項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第 2 の行政職給料表級別資格基準表の備考 2 の規定を準用する。

3 船員、総合無線通信士、陸上無線技術士、航空無線通信士及び海上無線通信士の初任給の額について、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認める場合は、この表にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に決定することができる。

イ 公安職給料表初任給基準表

	試 験	学歴免許等	初任給
正 規 の 試 験	I 種		3 級 2 号給
	II 種		2 級 3 号給
	III 種		1 級 1 号給

備考 皇宮警察学校又は都道府県警察の警察学校の初任科の卒業者その他部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

ウ 教育職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
教 養 護 教	博 士 課 程 修 了	2 級 31 号給
	修 士 課 程 修 了	2 級 13 号給
	専 門 職 学 位 課 程 修 了	2 級 1 号給
	大 学 卒	2 級 1 号給
助 養 護 助 教	短 大 卒	1 級 11 号給
	大 学 卒	1 級 21 号給
	短 大 卒	1 級 11 号給
実 習 助 手 員	高 校 卒	1 級 1 号給
寄 宿 舎 指 導		

備考 この表の適用を受ける職員に第 14 条第 1 項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、次の各号に掲げる区分

に応じ、当該各号に定める年数とする。

- 1 次号に掲げる者以外の者 別表第2の教育職給料表(1)級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の(4)に該当する場合にあっては、その年数に6月を加えた年数)
- 2 この表のその者に適用される学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で第13条第1項の規定の適用を受けないもの 前号に定める年数に当該加える年数を加える年数

エ 教育職給料表(2)初任給基準表

職 種		学歴免許等	初任給
教 養 護 教 諭	論 諭	博 士 課 程 修 了	2 級 43 号 給
		修 士 課 程 修 了	2 級 25 号 給
		専 門 職 学 位 課 程 修 了	
		大 学 卒	2 級 13 号 給
講 助 養 護 助 教 諭	師 論 諭	短 大 卒	2 級 3 号 給
		大 学 卒	1 級 21 号 給
		短 大 卒	1 級 11 号 給
		高 校 卒	1 級 1 号 給

備考 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、教育職給料表(1)初任給基準表の備考の規定を準用する。

オ 研究職給料表初任給基準表

試 験		学歴免許等	初任給
正 規 の 試 験	I 種		1 級 25 号 給
	II 種		1 級 15 号 給
	III 種		1 級 5 号 給
そ の 他		博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	1 級 61 号 給
		博士課程修了	1 級 57 号 給
		修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	1 級 37 号 給
		高校卒	1 級 1 号 給

備考 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了(大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」の区分は、第5条第2項第3号に掲げる者のうち当該区分の適用についてあらかじめ人事委員会の承認を得た者に適用する。

カ 医療職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
医 師	博士課程修了	1 級 33 号 給
歯科医師	大学6卒	1 級 9 号 給

備考1 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職給料表(1)級別資格基準表の備考1の規定を準用する。

- 2 この表に定める基準により難い特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準によることができる。

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
薬 劑 師		大学卒	2級1号給
獣 医 師		大学6卒	2級13号給
		大学4卒	2級1号給
栄 養 士	正規の 試 験	I 種	2級1号給
		II 種	1級11号給
診 療 放 射 線 技 師		大学卒	2級1号給
		短大3卒	1級17号給
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師		短大卒	1級11号給
臨 床 検 査 技 師		大学卒	2級1号給
		短大3卒	1級17号給
衛 生 検 査 技 師		大学卒	2級1号給
		短大卒	1級11号給
臨 床 工 学 技 士		大学卒	2級1号給
		短大3卒	1級17号給
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士		大学卒	2級1号給
		短大3卒	1級17号給
視 能 訓 練 士		大学卒	2級1号給
		短大3卒	1級17号給
言 語 聴 覚 士		大学卒	2級1号給
		短大3卒	1級17号給
歯 科 衛 生 士		短大卒	1級11号給
		高校専攻科卒	1級7号給
歯 科 技 工 士		短大卒	1級11号給
		高校卒	1級1号給
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師 は り 師 き ゅ う 師 柔 道 整 復 師		短大3卒	1級17号給
		短大2卒	1級11号給
		高校卒	1級1号給
そ の 他		高校卒	1級1号給

備考 別表第2の医療職給料表(2)級別資格基準表の備考に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用する。

ク 医療職給料表(3)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
保 健 師	大 学 卒	2級11号給
	短 大 3 卒	2級5号給
看 護 師	短 大 3 卒	2級5号給
	短 大 2 卒	2級1号給
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1級1号給

- 備考1 この表の「准看護師養成所卒」については、別表第2の医療職給料表(3)級別資格基準表の備考1に定めるところによる。
- 2 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職給料表(3)級別資格基準表の備考2の規定を準用する。
- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	14	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15	14
38	6	22	22	30	30	23	25	15	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16	15
42	10	26	26	34	34	25	27	16	
43	11	27	27	35	35	26	28	16	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	29	17	
46	14	30	30	38	38	27	29		
47	15	31	31	39	39	28	30		
48	16	32	32	40	40	28	30		
49	17	33	33	41	41	29	31		
50	18	34	34	42	41	29	31		

51	19	35	35	43	42	29	32		
52	20	36	36	44	42	30	32		
53	21	37	37	45	43	30	33		
54	22	38	38	46	43	30	33		
55	23	39	39	47	44	31	34		
56	24	40	40	48	44	31	34		
57	25	41	41	49	45	31	35		
58	25	41	42	50	45	32	35		
59	26	42	43	51	46	32	36		
60	26	42	44	52	46	32	36		
61	27	43	45	53	47	33	37		
62	27	43	45	54	47	33			
63	28	44	45	55	48	34			
64	28	44	46	56	48	34			
65	29	45	46	57	49	35			
66	29	45	46	58	49	35			
67	30	46	47	59	50	36			
68	30	46	47	60	50	36			
69	31	47	47	61	51	37			
70	31	47	48	62	51	37			
71	32	48	48	63	52	38			
72	32	48	48	64	52	38			
73	33	49	49	65	53	39			
74	33	49	49	66	54	39			
75	34	49	49	67	55	40			
76	34	49	50	68	56	40			
77	35	50	50	69	57	41			
78	35	50	50	70	58				
79	36	50	51	71	59				
80	36	50	51	72	60				
81	37	51	51	73	61				
82	37	51	52	74	62				
83	38	51	52	75	63				
84	38	51	52	76	64				
85	39	52	53	77	65				
86	39	52	53	78	66				
87	40	52	53	79	67				
88	40	52	53	80	68				
89	41	53	54	81	69				
90	41	53	54	82					
91	42	53	54	83					
92	42	53	54	84					
93	43	53	55	85					
94		54	55						
95		54	55						
96		54	55						
97		54	56						
98		54	56						
99		55	56						
100		55	56						
101		55	57						
102		55	57						
103		55	58						
104		56	58						
105		56	59						
106		56	59						
107		56	60						

108		56	60						
109		57	61						
110		57	61						
111		57	62						
112		57	62						
113		58	63						
114		58							
115		58							
116		58							
117		59							
118		59							
119		59							
120		59							
121		60							
122		60							
123		60							
124		60							
125		61							

イ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受 けていた号 給	昇格後の号給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	31
48	40	36	32	24	40	40	36	31
49	41	37	33	25	41	41	37	31
50	42	38	34	26	42	42	38	32

51	43	39	35	27	43	43	39	32
52	44	40	36	28	44	44	40	32
53	45	41	37	29	45	45	41	33
54	46	42	38	30	46	46	42	33
55	47	43	39	31	47	47	43	34
56	48	44	40	32	48	48	44	34
57	49	45	41	33	49	49	45	35
58	50	46	42	34	50	49	46	35
59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37
62	54	50	46	38	54	50	50	
63	55	51	47	39	55	51	51	
64	56	52	48	40	56	51	52	
65	57	53	49	41	57	51	53	
66	58	54	50	42	58	52	53	
67	59	55	51	43	59	52	54	
68	60	56	52	44	60	52	54	
69	61	57	53	45	61	53	55	
70	62	58	54	45	62	54	55	
71	63	59	55	46	63	55	56	
72	64	60	56	46	64	56	56	
73	65	61	57	47	65	57	57	
74	66	62	58	47	66	58	58	
75	67	63	59	48	67	59	59	
76	68	64	60	48	68	60	60	
77	69	65	61	49	69	61	61	
78	70	66	62	50	70	62		
79	71	67	63	51	71	63		
80	72	68	64	52	72	64		
81	73	69	65	53	73	65		
82	74	70	66	54	74	65		
83	75	71	67	55	75	66		
84	76	72	68	56	76	66		
85	77	73	69	57	77	67		
86	78	74	69	57	78	67		
87	79	75	70	58	79	68		
88	80	76	70	58	80	68		
89	81	77	71	59	81	69		
90	81	78	71	59	82			
91	82	79	72	60	83			
92	82	80	72	60	84			
93	83	81	73	61	85			
94	83	82	74	61	86			
95	84	83	75	61	87			
96	84	84	76	62	88			
97	85	85	77	62	89			
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	90	82	64				
103	91	91	83	64				
104	92	92	84	64				
105	93	93	85	65				
106	93	93	86	66				
107	94	94	87	67				

108	94	94	88	68				
109	95	95	89	69				
110	95	95	89	70				
111	96	96	90	71				
112	96	96	90	72				
113	97	97	91	73				
114	97	98	91	73				
115	98	99	92	74				
116	98	100	92	74				
117	99	101	93	75				
118	99	101	94	75				
119	100	101	95	76				
120	100	102	96	76				
121	101	102	97	77				
122	101	102	98	78				
123	102	103	99	79				
124	102	103	100	80				
125	103	103	101	81				
126		104	101					
127		104	102					
128		104	102					
129		105	103					
130		105	103					
131		106	104					
132		106	104					
133		107	105					
134		107	106					
135		108	107					
136		108	108					
137		109	109					
138		109	110					
139		109	111					
140		110	112					
141		110	113					
142		110						
143		111						
144		111						
145		111						

ウ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10
51	31	1	11

52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16
57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	
79	48	27	
80	48	28	
81	49	29	
82	49	30	
83	49	31	
84	50	32	
85	50	33	
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	

109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		

エ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1

52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22
79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	
95	64	47	
96	64	48	
97	65	49	
98	65	50	
99	65	51	
100	65	52	
101	66	53	
102	66	54	
103	66	55	
104	66	56	
105	67	57	
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	

109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	29	21
47	23	15	30	22
48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	25	17	31	23

51	26	18	32	24
52	26	18	32	24
53	27	19	33	25
54	27	19	34	25
55	28	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	27
58	30	21	37	27
59	31	22	38	28
60	32	22	38	28
61	33	23	39	29
62	33	23	39	29
63	34	24	40	29
64	34	24	40	30
65	35	25	41	30
66	35	25	41	30
67	36	26	41	31
68	36	26	42	31
69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
74	39	29	44	
75	40	30	44	
76	40	30	44	
77	41	31	45	
78	41	31	45	
79	42	32	46	
80	42	32	46	
81	43	33	47	
82	43	33	47	
83	44	33	48	
84	44	34	48	
85	45	34	49	
86	46	34	49	
87	47	35	50	
88	48	35	50	
89	49	35	51	
90	49	36	51	
91	50	36	52	
92	50	36	52	
93	51	37	53	
94	51	37		
95	52	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		
106	59	41		
107	60	41		

108	60	42		
109	61	42		
110	61	42		
111	61	43		
112	62	43		
113	62	43		
114	62	44		
115	63	44		
116	63	44		
117	63	45		
118	64	45		
119	64	46		
120	64	46		
121	65	47		

カ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26

51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

キ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	26
49	29	33	37	33	33	26
50	29	34	38	33	33	26

51	30	35	39	34	34	27
52	30	36	40	34	34	27
53	31	37	41	35	35	27
54	31	38	42	35	35	28
55	32	39	43	36	36	28
56	32	40	44	36	36	28
57	33	41	45	37	37	29
58	34	42	46	38	37	29
59	35	43	47	39	37	30
60	36	44	48	40	38	30
61	37	45	49	41	38	31
62	37	46	50	41	38	31
63	38	47	51	41	39	32
64	38	48	52	42	39	32
65	39	49	53	42	39	33
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	41	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	42	
72	42	54	60	44	42	
73	43	55	61	45	43	
74	43	55	61	45	43	
75	44	56	62	45	44	
76	44	56	62	45	44	
77	45	57	63	46	45	
78	45	57	63	46	45	
79	45	58	64	46	46	
80	46	58	64	46	46	
81	46	59	65	47	47	
82	46	59	65	47	47	
83	47	60	66	47	48	
84	47	60	66	47	48	
85	47	61	67	48	49	
86		61	67	48	50	
87		61	68	48	51	
88		61	68	48	52	
89		61	69	49	53	
90		62	70	49		
91		62	71	49		
92		62	72	50		
93		62	73	50		
94		62	73	50		
95		63	74	51		
96		63	74	51		
97		63	75	51		
98		63	75	52		
99		63	76	52		
100		64	76	52		
101		64	77	53		
102		64	77	53		
103		64	78	54		
104		64	78	54		
105		65	79	55		
106			79			
107			80			

108			80			
109			81			
110			81			
111			82			
112			82			
113			83			

ク 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29

51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	48
95	75	71	83	68	48
96	76	72	84	68	48
97	77	73	85	69	49
98	77	74	85	70	
99	78	75	86	71	
100	78	76	86	72	
101	79	77	87	73	
102	79	78	87	73	
103	80	79	88	74	
104	80	80	88	74	
105	81	81	89	75	
106	81	81	90	75	
107	81	81	91	76	

108	82	82	92	76	
109	82	82	93	77	
110	82	82	94	78	
111	83	83	95	79	
112	83	83	96	80	
113	83	83	97	81	
114	84	84	98		
115	84	84	99		
116	84	84	100		
117	85	85	101		
118	85	85	101		
119	85	85	102		
120	85	86	102		
121	86	86	103		
122	86	86	103		
123	86	87	104		
124	86	87	104		
125	87	87	105		
126	87	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	92			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	93			
142	92	93			
143	92	93			
144	92	94			
145	93	94			
146	93	94			
147	93	95			
148	93	95			
149	94	95			
150	94	96			
151	94	96			
152	94	96			
153	95	97			
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				
158	96				
159	96				
160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				

165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

別表第7の2 特定職員昇給号給数表（第35条関係）

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上	6号給	3号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考 この表に定める上段の号給数は給与条例第6条第7項又は給与等条例7条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数はこれらの規定の適用を受ける職員に適用する。

改正前		改正後	
別表第8 休職期間等換算表（第43条関係）		別表第8 休職期間等換算表（第43条関係）	
休職等の期間	換算率	休職等の期間	換算率
地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は勤務時間等条例第12条若しくは給与等条例第26条の9第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間	[略]	地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第12条若しくは給与等条例第26条の9第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間	[略]
[略]		[略]	
[略]		[略]	
備考1 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける給料月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。		備考 外国派遣職員及び公益法人等派遣職員（公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員をいう。）に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の機関の業務及び公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。	
備考2 外国派遣職員及び公益法人等派遣職員に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の機関の業務及び公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。		備考 外国派遣職員及び公益法人等派遣職員（公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員をいう。）に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の機関の業務及び公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（改正給与条例附則第2項等適用職員の在級年数等に関する経過措置）
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第2項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第30号）附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員（当該職務の級を行政職給料表の10級に定められた職員を除く。次項において「改正給与条例附則第2項等適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
 - 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が行政職給料表の2級若しくは5級又は公安職給料表の5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
 - 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 改正給与条例附則第2項等適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（切替日から平成19年3月31

日までの間における改正後の規則第 19 条の規定によるものに限る。)については、同条第 3 項中「現に属する職務の級に 1 年以上」とあるのは、「平成 18 年 3 月 31 日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、行政職給料表の 2 級若しくは 5 級又は公安職給料表の 5 級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であった職員にあっては、旧級及び旧級の 1 級下位の職務の級並びに一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 29 号。以下この項において「改正給与条例」という。）附則第 2 項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号。以下この項において「改正給与等条例」という。）附則第 2 項の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算 1 年以上、旧級が改正給与条例附則別表第 1 又は改正給与等条例附則別表第 1 の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算 1 年以上」とする。

（切替日における昇格又は降格の特例）

- 4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の規則第 22 条又は第 23 条の規定を適用する。

（初任給に関する経過措置）

- 5 平成 19 年 4 月 1 日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について改正後の規則第 13 条から第 15 条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から改正後の規則第 11 条第 1 項の規定による号給（改正後の規則第 13 条第 1 項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を 4（新たに職員となった者が改正後の規則第 35 条第 1 項に規定する特定職員であるときは、3）で除して得た数の年数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）をさかのぼった日が平成 21 年 4 月 1 日前となるものの採用日における号給は、改正後の規則第 13 条から第 15 条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日（平成 21 年 4 月 1 日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の 4 月 1 日以前である場合にあっては、同年 4 月 1 日（改正後の規則第 35 条第 1 項に規定する特定職員にあっては、採用日から調整年数をさかのぼった日が同年 11 月 1 日以後である場合にあっては、同年の翌年の 4 月 1 日）の翌日から採用日までの間における改正後の規則第 32 条に規定する昇給日（平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

（平成 21 年 4 月 1 日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例）

- 6 平成 21 年 4 月 1 日までの間における改正後の規則第 35 条第 1 項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「E（給与条例第 6 条第 7 項又は給与等条例第 7 条第 7 項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、D 又は E）」とする。

（平成 19 年 4 月 1 日における一般職員の昇給の号給数等）

- 7 平成 19 年 4 月 1 日において、特定職員（改正後の規則第 35 条第 1 項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）を一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号。以下「給与条例」という。）第 6 条第 5 項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号。以下「給与等条例」という。）第 7 条第 5 項の規定による昇給（改正後の規則第 38 条又は第 39 条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）に相当する数から 1 を減じて得た数（切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に改正後の規則第 22 条第 3 項、第 25 条第 2 項（第 27 条において準用する場合を含む。）若しくは第 42 条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、当該減じて得た数に、新たに職員となった日又は号給を決定された日から平成 19 年 3 月 31 日までの期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める一般職員にあっては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

（1）この項の規定による号給数が零となる一般職員

（2）給与条例第 6 条第 7 項又は給与等条例第 7 条第 7 項の規定の適用を受ける一般職員（以下「昇給抑制年齢職員」という。）

で次項第 4 号又は第 5 号に掲げる一般職員に該当するもの

- 8 一般職員に係る給与条例第 6 条第 5 項又は給与等条例第 7 条第 5 項の規定による昇給については、改正後の規則第 33 条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかを決定し、第 1 号から第 4 号までに掲げる一般職員に該当する場合にあっては当該一般職員に係る基準号給数を当該各号に定める号給数とし、第 5 号に掲げる一般職員に該当する場合にあっては当該一般職員は昇給しないものとする。

（1）勤務成績が極めて良好である一般職員 8 号給以上（昇給抑制年齢職員にあっては、4 号給以上）

（2）勤務成績が特に良好である一般職員 6 号給（昇給抑制年齢職員にあっては、3 号給）

- (3) 勤務成績が良好である一般職員 4号給（昇給抑制年齢職員にあつては、2号給）
- (4) 勤務成績がやや良好でない一般職員 2号給（昇給抑制年齢職員にあつては、1号給）
- (5) 勤務成績が良好でない一般職員
- 9 次の各号に掲げる一般職員については、当該各号に掲げる一般職員に該当するものとして、前2項の規定を適用する。
- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって切替日から平成19年3月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員 前項第4号に掲げる一般職員
- (2) 人事委員会の定める事由以外の事由によって切替日から平成19年3月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員 前項第5号に掲げる一般職員
- 10 前項の規定により、附則第8項第4号又は第5号に掲げる一般職員に該当するものとして附則第7項及び第8項の規定を適用することとされることとなる者について、当該一般職員の勤務成績を総合的に判断した場合において、附則第8項第4号又は第5号に掲げる一般職員に該当するものとするのが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める号給数より上位の号給数を定める附則第8項各号（同項第1号及び第2号を除く。）に掲げる一般職員に該当するものとすることができる。
- 11 附則第7項の規定による昇給の号給数が、平成19年4月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給（同月1日において職務の級を異にする異動又は改正後の規則第24条に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 12 附則第8項第1号及び第2号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の一般職員の人数を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。
（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 13 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～4 [略]</p> <p>5 平成2年4月1日以後に新たに職員となり、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成2年岩手県条例第29号）附則別表及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成2年岩手県条例第30号）附則別表に定める職務の級その他人事委員会の定める職務の級に決定された者のうち、その者の給料月額決定について改正後の規則第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる職員（人事委員会の定める職員を除く。）で、新たに職員となった日（以下「採用日」という。）の前日から、改正後の規則第13条から第15条までの規定による号給の号数から改正後の規則第11条第1項の規定による号給（改正後の規則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を差し引いた数の年数（以下「調整年数」という。）をさかのぼった日が平成2年4月1日前となるものの採用日における給料月額は、改正後の規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日の前日から調整年数をさかのぼった日（人事委員会の定める場合にあつては人事委員会の</p>	<p>附 則 1～4 [略]</p>

定める日。以下「採用されたとみなす日」という。)に、採用日において決定された職務の級と同一の職務の級に決定され、かつ、引き続き在職したものとみなして、採用されたとみなす日における初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第11条第1項の規定による号給(同規則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除くものとし、採用日の前日から調整年数をさかのぼった日が人事委員会の定める日以前となる職員にあっては、人事委員会の定める号給とする。)を基礎として、昇給、給料の切替え等の規定を適用した場合に採用日に受けることとなる号給(以下「特例号給」という。)とする。ただし、特例号給が改正後の規則第13条から第15条までの規定による号給より2号給下位となる者の採用日における給料月額は、特例号給の1号給上位の号給とする。

6 前項本文の規定により給料月額を定められることとなる職員のうち、同項の規定の適用上特例号給を受けることとなったとみなすことのできる日が採用日前となる職員にあっては、採用日後の最初の昇給に係る昇給期間を当該みなすことのできる日から採用日の前日までの期間に相当する期間短縮することができる。

7 第5項の規定により給料月額を定められることとなる職員については、改正後の規則第28条第1項の規定は適用しない。

8 [略]

5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

14 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成8年岩手県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。 (初任給に関する特例)</p> <p>2 平成8年4月1日以後に新たに職員となり、給料月額の決定について改正後の規則第11条第1項の規定の適用を受けることとなる者のうち、同項の規定による号給(改正後の規則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。以下この項及び次項において「基礎号給」という。)が附則別表第1の基礎号給欄に掲げる号給となる職員の新たに職員となった日(次項及び附則第4項において「採用日」という。)における給料月額は、改正後の規則第11条第1項の規定にかかわらず、基礎号給に対応する同表の採用時期欄に定める期間、同表の基礎号給欄に掲げる号給の区分及び採用時期欄に掲げる期間の区分に対応する同表の初任給欄に定める号給とする。この場合において、当該号給からの最初の昇給の予定の時期は、その者の基礎号給に応じて、附則別表第2の採用時期欄に掲げる期間の区分に対応する同表の昇給予定時期欄に定める時期とする。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。</p>

3 平成8年4月1日以後に新たに職員となり、附則別表第3に掲げる職務の級に決定された者のうち、その者の給料月額について改正後の規則第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる職員で次の各号に掲げるものの採用日における給料月額は、改正後の規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日の前日から、改正後の規則第13条から第15条まで（第14条第1項ただし書を除く。）の規定による号給の号数から基礎号給の号数を差し引いた数の年数（以下この項において「調整年数」という。）をさかのぼった日（人事委員会の定める場合にあつては、人事委員会の定める日。以下この項において「採用されたとみなす日」という。）に、採用日において決定された職務の級と同一の職務の級に決定され、かつ、引き続き在職したものとみなして、当該各号に定める号給を基礎として、昇給、給料の切替え等の規定を適用した場合に採用日に受けることとなる号給又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成8年岩手県条例第33号。附則第6項において「改正給与条例」という。）附則別表のアからオまでの表（附則第7項及び第10項において「改正給与条例の切替表」という。）若しくは市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成8年岩手県条例第36号。附則第6項において「改正給与等条例」という。）附則別表のア及びイの表（附則第7項及び第10項において「改正給与等条例の切替表」という。）の暫定給料月額欄に定める給料月額（以下「暫定給料月額」という。）とする。ただし、当該採用日に受けることとなる号給（次項において「特例号給」という。）又は当該採用日に受けることとなる暫定給料月額が改正後の規則第14条第1項ただし書の規定により決定できる最上位の号給（以下この項及び次項において「最上位号給」という。）を超える給料月額となる場合にあつては、その者の採用日における給料月額は、最上位号給とする。

(1) 採用されたとみなす日が平成8年4月1日前となる職員採用されたとみなす日における初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第11条第1項の規定による号給（同規則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除くものとし、採用日の前日から調整年数をさかのぼった日が人事委員会の定める日以前となる職員にあつては、人事委員会の定める号給とする。）

(2) 基礎号給が附則別表第1の基礎号給欄に掲げる号給となる職員のうち、採用されたとみなす日が基礎号給に対応する同表の採用時期欄に定める期間内にある職員採用されたとみなす日に新たに職員となったものとみなして前項の規定を適用した場合に得られる号給

4 前項本文の規定により給料月額を決定されることとなる職員（特例号給が最上位号給である職員を除く。）のうち、同項の規定の適用上特例号給を受けることとなつたとみなすことのできる日が採用日前となる職員については、採用日後の最初の昇給に係る昇給期間を当該みなすことのできる日から採用日の前日までの期間に相当する期間短縮することができる。

- 5 附則第2項又は第3項の規定により給料月額を決定されることとなる職員については、改正後の規則第28条第1項の規定は適用しない。
(改正給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員及び改正給与等条例附則第8項の規定の適用を受ける職員の昇格又は降格の特例)
- 6 改正給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員及び改正給与等条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第22条又は第23条の規定の適用については、昇格又は降格の日の前日において改正給与条例附則第8項又は改正給与等条例附則第8項の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる給料月額を同日において受けていたものとみなす。
(暫定給料月額を受ける職員の昇格又は降格の場合の給料月額の特例等)
- 7 暫定給料月額を受ける職員を昇格させ、又は降格させた場合(改正後の規則第24条第1項に規定する異動をしたことにより昇格させ、又は降格させた場合を除く。)におけるその者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額とする。
- (1) 当該昇格の直前に受けていた暫定給料月額に対応する改正給与条例の切替表又は改正給与等条例の切替表の新号給欄に定める号給(以下「新号給」という。)が昇格した職務の級の最低の号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)に達しない号給である場合 昇格した職務の級の最低の号給
- (2) 当該昇格又は降格の直前に受けていた暫定給料月額に対応する新号給を当該昇格又は降格の日の前日に受けていたものとみなして改正後の規則第22条又は第23条の規定を適用した場合に得られる号給(以下この項において「みなし号給」という。)が改正給与条例の切替表又は改正給与等条例の切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある新号給である場合(前号に該当する場合を除く。)みなし号給に対応する暫定給料月額(当該昇格又は降格がなかったものとした場合に当該昇格又は降格の日前の暫定給料月額を受けることがなくなる日以後にあっては、みなし号給)
- (3) みなし号給が改正給与条例の切替表又は改正給与等条例の切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある新号給以外の新号給である場合(第1号に該当する場合を除く。)みなし号給
- 8 前項第3号の規定により昇格又は降格後の号給を決定された職員の当該昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間は、当該昇格又は降格がなかったものとした場合に当該昇格又は降格の日以後暫定給料月額を受けることとなる期間に相当する期間を加えた期間とする。

9 暫定給料月額を受けることがなくなった日に昇格し、又は降格した職員（改正後の規則第 24 条第 1 項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員を除く。）に対する改正後の規則第 22 条又は第 23 条の規定の適用については、当該昇格又は降格の日の前日に受けていた暫定給料月額に対応する新号給を同日において受けていたものとみなす。

（暫定給料月額を受ける職員の特別昇給の特例等）

10 暫定給料月額を受ける職員に対する改正後の規則第 35 条第 1 項又は第 37 条の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める給料月額をこれらの規定による昇給（以下この項及び次項において「特別昇給」という。）の直前の給料月額の直近上位の給料月額とみなす。

（1）特別昇給の直前に受けていた暫定給料月額に対応する新号給の 1 号給上位の号給（以下「1 号給上位号給」という。）が改正給与条例の切替表又は改正給与等条例の切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある新号給である場合 1 号給上位号給に対応する暫定給料月額（当該特別昇給がなかったものとした場合に特別昇給の日前の暫定給料月額を受けることがなくなる日以後にあつては、1 号給上位号給）

（2）1 号給上位号給が改正給与条例の切替表又は改正給与等条例の切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある新号給以外の新号給である場合 1 号給上位号給

11 前項第 2 号の規定により 1 号給上位号給を特別昇給の直前の給料月額の直近上位の給料月額とされた職員の当該特別昇給後の最初の昇給に係る昇給期間は、当該特別昇給がなかったものとした場合に当該特別昇給の日以後暫定給料月額を受けることとなる期間に相当する期間を加えた期間とする。

12 前 2 項の規定は、暫定給料月額を受ける職員を改正後の規則第 40 条の規定により昇給させる場合について準用する。この場合において、同条の規定により 1 号給上位号給を超える号給に昇給させるときは、それぞれ直近上位の給料月額への昇給が順次行われるものとして取り扱うものとする。

（改正後の規則第 42 条及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則附則第 8 項の規定の適用の読替え）

13 平成 8 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間、改正後の規則第 42 条中「現に受ける号給」とあるのは「現に受ける号給又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 8 年岩手県条例第 33 号）附則別表のアからオまでの表若しくは市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 8 年岩手県条例第 36 号）附則別表のア及びイの表の暫定給料月額欄に定める給料月額」と、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成 4 年岩手県人事委員会規則第 6 号）附則第 8 項中「号給」とあるのは「号給又は給料月額とされる一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 8 年岩手県条例第 33 号）附則別表のアからオまでの表若しくは市町村

平成10年10月1日から平成10年12月31日まで	平成11年4月1日			平成11年1月1日	平成11年4月1日	平成11年4月1日	平成11年7月1日		平成11年1月1日
平成11年1月1日から平成11年3月31日まで	平成11年7月1日			平成11年4月1日	平成11年7月1日	平成11年7月1日	平成11年10月1日		平成11年4月1日
平成11年4月1日から平成11年6月30日まで	平成11年7月1日				平成11年7月1日	平成11年7月1日	平成11年10月1日		
平成11年7月1日から平成11年9月30日まで	平成11年10月1日				平成11年10月1日	平成11年10月1日	平成12年1月1日		
平成11年10月1日から平成11年12月31日まで	平成12年1月1日				平成12年1月1日	平成12年1月1日	平成12年4月1日		
平成12年1月1日から平成12年3月31日まで	平成12年4月1日				平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成12年7月1日		
平成12年4月1日から平成12年6月30日まで							平成12年7月1日		
平成12年7月1日から平成12年9月30日まで							平成12年10月1日		
平成12年10月1日から平成12年12月31日まで							平成13年1月1日		
平成13年1月1日から平成13年3月31日まで							平成13年4月1日		

備考 この表の適用を受ける職員のうち、この表による場合には
 部内の他の職員との均衡を失すると認められる人事委員会の
 定める職員に対するこの表の適用については、人事委員会が
 別に定める。

附則別表第3（附則第3項関係）

給料表	職務の級
教育職給料表(1)	2級 3級 4級
教育職給料表(2)	2級
教育職給料表(3)	2級
研究職給料表	2級
医療職給料表(1)	1級 2級

備考 改正部分は、下線の部分である。

15 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成12年岩手県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。 （昇給停止に関する経過措置）</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成12年岩手県条例第75号。以下「改正給与条例」という。）附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、教育職給料表(1)の適用を受ける職員、教育職給料表(2)の適用を受ける職員（校長及び教員に限る。）又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢の区分及びこれに対応する年齢は附則別表第1のとおりとする。</p> <p>3 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成12年岩手県条例第83号。以下「改正給与等条例」という。）附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、教育職給料表の適用を受ける職員（教員にあつては附則別表第2の右欄に定める年齢に達する前年度の最後の昇給の時期が4月1日又は7月1日のものに限る。）とし、同項の人事委員会規則で定める年齢の区分及びこれに対応する年齢は同表のとおりとする。</p> <p>4 改正給与条例附則第4項又は改正給与等条例附則第4項に定める職員の55歳（教育職給料表(1)又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、60歳）に達した日の属する年度の末日後における昇給については、改正給与条例附則第3項、改正給与等条例附則第3項又は前2項の規定を準用する。 （特別昇給に関する経過措置）</p> <p>5 改正給与条例附則第3項、改正給与等条例附則第3項及び前3項の規定により昇給させることができることとされた職員に対する初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第36条第8号の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附則別表第1（附則第2項関係）</p> <p>ア 教育職給料表(1)又は医療職給料表(1)の適用を受ける職</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p>

員

<u>年齢の区分</u>	<u>昇給停止年齢</u>
<u>64 歳</u>	<u>65 歳</u>
61 歳から 63 歳まで	64 歳
58 歳から 60 歳まで	63 歳
55 歳から 57 歳まで	62 歳
52 歳から 54 歳まで	61 歳

イ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員

<u>年齢の区分</u>	<u>昇給停止年齢</u>
59 歳	60 歳
55 歳から 58 歳まで	59 歳
52 歳から 54 歳まで	58 歳
49 歳から 51 歳まで	57 歳
46 歳から 48 歳まで	56 歳

附則別表第 2 (附則第 3 項関係)

<u>年齢の区分</u>	<u>昇給停止年齢</u>
59 歳	60 歳
55 歳から 58 歳まで	59 歳
52 歳から 54 歳まで	58 歳
49 歳から 51 歳まで	57 歳
46 歳から 48 歳まで	56 歳

備考 改正部分は、下線の部分である。